

群馬県立県民健康科学大学大学院診療放射線学研究科（博士前期課程）
科目等履修生募集要項

1 内容

本学の授業科目を履修し、正規の単位を修得する制度です。

履修した授業科目について修得した単位は、本学大学院に入学した際に、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができます。

2 受け入れ人数

若干名

3 入学時期

原則として学年始め又はセメスター始め

4 期間

1年以内

5 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者とします。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（第8号及び第12号において「大学」という。）を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与され

た者

- (7) 専修学校の専門課程（修業期間が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (8) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第6号の規定により文部科学大臣が指定した者
- (9) 大学に3年以上在学した者であって、所定の単位を優れた成績をもって修得した者と本学大学院において認めたもの
- (10) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、所定の単位を優れた成績をもって修得した者と本学大学院において認めたもの
- (11) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、所定の単位を優れた成績をもって修得した者と本学大学院において認めたもの
- (12) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、かつ、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得した者と認めたもの
- (13) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、その後に入学者を本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力がある者と本学大学院において認めたもの
- (14) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、22歳に達したもの（※）

※本学大学院診療放射線学研究科（博士前期課程）の出願資格に準ずる

6 履修できる科目及び総単位数

- (1) 履修できる科目は別紙一覧表のとおり。
- (2) 1年間に10単位まで履修することができます。

7 出願手続き

- (1) 出願期間 前期 別に定める
 後期 別に定める
- 出願方法 群馬県立県民健康科学大学教務係へ持参又は郵送
 （持参の場合は午前9時～午後5時）
- (2) 出願書類 ①科目等履修願（様式1）
 ②履歴書（様式2）

③写真（縦4 cm×横3 cm）1枚

④最終学校の卒業（見込）証明書

⑤その他、出願資格（9）から（14）により出願を希望する場合には必要に応じて出願資格を証明する書類

（3）出願書類の提出に際しては、必ず事前に相談をしてください。

8 選考方法

書類審査のほか、担当教員による面接を行う場合があります。

9 授業料

1単位につき14,800円

10 入学料・その他費用

なし。ただし指定された教材等がある場合、購入費用は自己負担となります。

11 授業開講の有無

科目履修の許可後であっても、本学課程生の履修者がいなかった授業は開講しません。

12 その他

申し出に基づき、修得単位、成績及び履修期間等に関する証明書を交付します。

附則 この要項は、平成21年11月11日から施行する。

附則 この要項は、平成22年7月28日から施行する。

附則 この要項は、平成27年9月9日から施行する。

附則

1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要項の施行前に本学大学院博士後期課程の開設準備事務に関連して行った平成28年度の科目等履修生募集の手続きについては、2から8までの規定に基づいて行った科目等履修生募集の手続きとみなす。

附則 この要項は、平成28年11月9日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年11月21日から施行する。